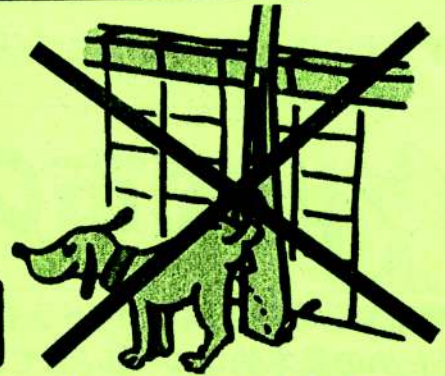


みんなで守ろう！ペットのルール

ペットは、わたしたち人間にとって、共に暮らす大切な仲間です。ただし、人間どうしてもルールがあるように、ペットとの暮らしにも守るべきルールがあります。ペットを飼う人もそうでない人も、人とペットが良い関係で暮らせるように、あらためてペットのルールを考えてみましょう。

散歩道はみんなのもの。ペットのトイレではありません！

- ★ 「ふん」や「尿」は自宅で済ませるように習慣づけましょう。散歩中の「ふん」は必ず持ち帰って処理しましょう。
- ★ 「尿」の場合は、携帯した水で流すなど、きちんと始末しましょう。



犬が苦手な人もいます。放し飼いはダメ！

- ★ 必ず引き綱をつけて散歩しましょう。もちろん、公園や河川敷でも放してはいけません。

「しつけ」や「管理」は、ペットへの愛情です！



- ★ 鳴き声や悪臭、抜け毛などで、まわりに迷惑をかけないようにしましょう。
- ★ 飼い犬には、鑑札と注射済票を必ず着けましょう。
- ★ ねこは、屋内で飼うことができる動物です。屋内飼いによって、交通事故やさまざまなトラブルを避けることができます。
- ★ 繁殖を望まない場合は、ペットに不妊去勢手術をしましょう。

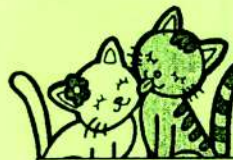
動物を捨てること = 「命」を捨てること

- ★ 動物は「命あるもの」です。愛情を持って、終生飼うことは飼い主の責務です。

飼い主のいないねこにえさを与えている方へ



- ★ 不妊・去勢手術を受けさせ、これ以上ねこが増えないようにしましょう。
 - ★ 置きえさをしないようにし、ふん尿の始末(トイレの設置など)をきちんと行いましょう。
 - ★ 他人の土地や公共の場でえさを与える場合は、必ずその土地の所有者や管理者に了承を得るようにしましょう。
 - ★ ねこが嫌いな人・苦手な人もいます。地域の人々の理解をきちんと得るようにしましょう。
- ※ 人にもねこにも住みよいまちづくりのため、御理解、御協力をお願いします。



川崎市のねこ施策について

「川崎市ねこの適正飼養ガイドライン」では、地域におけるねこに関する問題の解決方法を確立するための基本的なルールとして、次のことを推奨しています。

★ 飼いねこの適正飼養(4つのルール)

- ① 屋内飼養 ② 不妊去勢手術 ③ 所有者明示 ④ 終生飼養

★ 野良ねこ対策(地域ねこ活動の基本ルール)

- ① 地域住民の納得と合意
- ② 適正な餌場の選定
- ③ トイレの設置・管理
- ④ 不妊去勢手術
- ⑤ ねこの健康管理
- ⑥ 世話するねこの把握及び識別
- ⑦ 活動の代表者を明確化
- ⑧ 新しい飼い主探し
- ⑨ 飼いねこの適正管理の推進による野良ねこ予備軍の解消

※ なお、「川崎市ねこの適正飼養ガイドライン」は、下記の各窓口で配布しているほか、川崎市健康安全室生活衛生担当ホームページでも公表しています。

ホームページアドレス:

<http://www.city.kawasaki.jp/35/35seiei/rome/doubutu/nekoguideline/nekoguideline.html>

ペットに関する相談・問合せ先

川崎区役所保健福祉センター衛生課	201-3223	幸区役所保健福祉センター衛生課	556-6662
中原区役所保健福祉センター衛生課	744-3280	高津区役所保健福祉センター衛生課	861-3321
宮前区役所保健福祉センター衛生課	856-3270	多摩区役所保健福祉センター衛生課	935-3310
麻生区役所保健福祉センター衛生課	965-5163	動物愛護センター	766-2237